



政府統計

報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 7 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 井嶋 俊幸 (内線 7651)

室長補佐 芝田 正人 (内線 7660)

担当係 安全衛生第一係 (内線 7662、7663)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

## 平成 28 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果

厚生労働省では、このほど、「平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を取りまとめましたので、公表します。

労働安全衛生調査は、周期的にテーマを変えて調査を行っており、平成 28 年は、第 12 次労働災害防止計画の重点施策を中心に、事業所が行っている労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について調査を行っております。

今回の調査では、17 大産業に属し常用労働者を 10 人以上雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約 14,000 事業所並びに当該事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約 18,000 人を調査客体とし、それぞれ 9,564 事業所及び 10,109 人から有効回答を得ました。

### 【調査結果のポイント】

#### 〔事業所調査〕

- 1 リスクアセスメント\*を実施している事業所の割合は 46.5% (平成 27 年調査 47.5%)  
【4 頁・第 2 表 29 頁・付表 1】
- 2 メンタルヘルス対策\*に取り組んでいる事業所の割合は 56.6% (平成 27 年調査 59.7%)  
そのうち、ストレスチェック\*をした事業所の割合は 62.3% (平成 27 年調査 22.4%)  
【6～8 頁・第 6 表、第 7 表、第 1 図、第 2 図、第 3 図 32 頁・付表 4】
- 3 受動喫煙防止対策\*に取り組んでいる事業所の割合は 85.8% (平成 27 年調査 87.6%)  
【9～10 頁・第 11 表、第 4 図】

#### 〔労働者調査〕

- 1 現在の自分の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者は 59.5% (平成 27 年調査 55.7%)  
ストレスとなっていると感じている事柄(主なもの 3 つ以内)は「仕事の質・量」が、53.8% (平成 27 年調査 57.5%) と最も多い  
【22 頁・第 29 表、第 6 図、第 7 図】
- 2 職場で他の人のたばこの煙を吸引すること (受動喫煙) がある労働者は 34.7% (平成 27 年調査 32.8%)  
そのうち、不快に感じる事柄、体調が悪くなる事柄がある労働者は 37.1%  
【23～24 頁・第 31 表、第 32 表、第 8 図、第 9 図】

詳細は別添(概況)をご覧ください。

\*は、「用語の説明」(裏面)を参照。

－ ・ 用語の説明 ・ －

※リスクアセスメント

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

リスクアセスメントの実施が製造業、建設業等の事業者の努力義務（労働安全衛生法第 28 条の 2、化学物質のうち労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもののリスクアセスメントは全事業者の努力義務）であり、平成 28 年 6 月 1 日から一定の化学物質についてはリスクアセスメントの実施が事業者の義務となっている（労働安全衛生法第 57 条の 3）。

※メンタルヘルス対策

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう（労働安全衛生法第 70 条の 2、労働者の心の健康の保持増進のための指針）。

※ストレスチェック

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものである。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。平成 27 年 12 月 1 日から、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所ではストレスチェックの実施が事業者の義務となり、これ以外の事業所ではストレスチェックの実施が努力義務となっている（労働安全衛生法第 66 条の 10）。

※受動喫煙防止対策

労働者の健康を保持・増進する観点から、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者および事業所の実情に応じ適切な措置を講ずることをいう。平成 27 年 6 月 1 日から事業者の努力義務となっている（労働安全衛生法第 68 条の 2）。